

電動自転車等の利活用事業者選定に関する審査要領

1 審査委員会

電動自転車等の利活用事業者の選定にあたっては、委員長を産業観光部長、副委員長を産業観光部次長とし、以下のとおり審査委員会を組織する。

No	委員
1	産業観光部長
2	産業観光部次長
3	観光課長

2 審査方法

- (1) 各委員は、提出された申請書の内容等を審査し、業務の実施に当たり最も適した事業者を選定するものとする。
- (2) 選定にあたっては、別紙企画提案審査表により採点し、その結果を基に決定するものとする。
- (3) 総得点が同点の場合には、企画提案内容における「観光面における地域貢献度、波及効果、実現性」が高い評価を多く得た者を上位者とする。
- (4) 魅力的な申請が複数ある場合は、複数の事業者を協議の上、選定する。

3 審査基準（合計 100 点満点）

評価項目	評価ポイント	配点
利活用における企画の面白さ、魅力、ターゲットの適格性	<ul style="list-style-type: none">・利活用企画が面白く、イナイチの魅力を高めるか・ターゲットを適切に見極めているか	30
観光面における地域貢献度、波及効果、実現性	<ul style="list-style-type: none">・観光面で地域貢献が図られているか・こおりやま広域圏の観光を盛り上げ、本市を含めた関係自治体への波及効果はあるか・提案内容を実現するノウハウがあるか	40
事業を通じた提案者の将来展望	<ul style="list-style-type: none">・将来のビジョンの魅力や実現性があるか	30
合 計		100